

第8章 教育研究等環境

【1】現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的及び各学部・研究科の目的等を踏まえ、教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針として「施設・設備等整備」、「研究活動支援」、「図書館整備」、「情報環境整備」の4項目を掲げ策定している。

教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針

1. 施設・設備等整備に関する方針

- ①教育研究環境の充実を図るため、施設設備営繕工事計画に基づいて施設、設備等の維持管理を行う。
- ②学生・教職員にとって安心・安全で、快適なキャンパスを維持する。
- ③しうがいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリーに配慮した環境整備に努める。

2. 研究活動支援に関する方針

- ①本学の研究活動の高度化を進めるため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援を行う。
- ②研究倫理を遵守するため、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施する。また研究倫理に関する諸規程に基づき、適正な研究活動を推進する。

3. 図書館整備に関する方針

本学の目的・使命を果たすために必要な学術資料を体系的に収集・整理し、利用環境を整備することにより、学術・教育・学習支援の充実に資する。

4. 情報環境整備に関する方針

- ①ICTを活用した教育研究活動を推進するため、情報通信環境を充実させ活用の促進を図る。
- ②業務にICTを活用し、情報セキュリティに十分配慮したネットワーク環境を整備する。

これら4項目の方針は、学生の成長や研究拠点としての研究の高度化、また中期経営計画で掲げる目標を達成するために毎年度の事業計画に反映されており、方針は本学ウェブサイトにて公表し（資料2-32【ウェブ】）、学内における方針の共有を図ると共に、広く社会

への明示を行っている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ①ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ②施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設、設備等の整備及び管理

本学における教育研究目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている（大学基礎データ表 1）。

①ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

ICT 統括室は、2018（平成 30）年に設置され近年の情報戦略の必要性・重要度の高まりを受け、IR の推進を担う ICT 統括本部の実働組織として編成されている。また、学園の情報セキュリティマネジメントの中核に位置付けられ、学内情報基盤であるコンピュータネットワークの維持管理及び安定運用を担っている。学内ネットワークを 1996（平成 8）年に構築して以来、初めて 2013（平成 25）年度よりネットワーク構成を簡素化し（資料 8-1）、ファイアウォール監視によるセキュリティ強化を目的とした安全なネットワークの再構築を行った。これにより事務室、研究棟、教室、その他の施設の円滑な連携を実現している。また、学内全体の無線 LAN の管理及び更新を行っている（資料 8-2、資料 8-3）。

学内メールサービスについては、2013（平成 25）年度よりクラウド化し、コスト削減とセキュリティの強化、管理形態の簡素化による業務の効率化を実現している。また、事務局の人事（勤怠管理）、経理（会計/資産・予算）、教務関連、就職支援、図書館システム等大学全般のシステムの予算・維持管理を行っている。

e-キャンパスセンターは、2007（平成 19）年にそれまでの情報教育センターから、本学の ICT 教育及び研究支援に主眼を置いて教員や学生をサポートする組織として再編、名称が変更された。進展著しい高度情報ネットワーク社会を見据え、デジタルとアナログが混在する VUCA 時代に対応できる人材の育成を支援する、ICT 教育・研究活動の拠点である。授業用パソコン室 9 室と自習コーナーに、約 450 台のパソコン（Windows・Macintosh）を設置し、さらにパソコン室には画面転送システムを整備し授業に活用している（資料 8-4）。すべてのパソコンは学内 LAN に接続され、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が提供する学術情報網(SINET)を経由してインターネットに接続している。センターのパソコンを利用する学生や教員は、学術情報の収集や他大学と情報交換を行うことができる。

また、2015（平成 27）年度から、遠隔授業のための動画撮影や LMS（学習管理システム：Learning Management System）「Manaba」（資料 8-5【ウェブ】）及びポータルサイトの維持管理・利用支援も行っている（資料 8-6【ウェブ】）。

特に 2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の柱となる遠隔授業の円滑な実施を図ることを目的に LMS 「Manaba」 の活用を全学部で推奨し、オンデマンドビデオの配信、授業資料や課題の配付、受講生とのコミュニケーション手段としての掲示板利用を推進した（資料 8-7、資料 8-8）。2020（令和 2）年度の遠隔授業の緊急実施にあたり、インターネット環境が脆弱な学生へのノートパソコン、モバイルルータ貸与を実施した（資料 8-9、資料 8-10）。

②施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」の「施設・設備等の整備」は、学生・教職員にとって安心・安全で快適なキャンパスを維持する事を掲げ、学生や教職員の安全確保のため、キャンパスにおいては、正門に総合案内所、東門、14号館入口、第3駐車場、第4駐車場の守衛室に守衛を配置し警備業務を行っている。更に、大学施設の犯罪行為や事故の抑止を目的として建物等に防犯カメラを 27 台設置し、稼働させている。

また、学生や教職員が快適に過ごせるキャンパスを維持するため、「施設改修計画」（資料 8-11）に基づいて設備等の改修・更新工事を行っており、併せて専門業者による日常清掃や電気設備等空調設備等の定期点検を実施している。

③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」に「しようがいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリーに配慮した環境整備に努める。」ことを掲げており、身体にしようがいを持つ学生が履修する授業については、エレベーターを含めた机等のバリアフリー設備が整った教室を割り当てるよう配慮している。また、各教室への移動に便利なスロープを設置することでキャンパスのバリアフリー環境の整備を行っている。更に、しようがいのある学生のために、適切な補助具（車椅子、杖、FM 補聴器等）の提供を行うなど配慮をしている。

キャンパスバリアフリーマップを大学ウェブサイトに掲載しており（資料 7-89【ウェブ】）、快適な学修環境を提供できるように努めている。

④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を推進するための環境として、教育センターのスチューデントコモンズが挙げられる。2019（平成 31）年 3 月に竣工した「新 1 号館 みらい」1 階の教育センターエリア内に設けられたスチューデントコモンズには、「グループ学習エリア」、「個人学習エリア」、「アクティブラーニングルーム」があり、多様な学びの形態に対応した空間として、学生の主体的かつ自律的な学びを支援している（資料 7-2【ウェブ】）。また本学の付属図書館にもラーニング・コモンズを設けており、この詳細については後述する。

他にも、キャンパスのほぼ全域で学内無線 LAN の利用が可能となっており（資料 8-12【ウェブ】）、学生にインターネット利用環境を提供している。このことは新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、遠隔授業を実施した際、学生が学内で遠隔授業を受講する際にも大いに役立った。また、図書館や e-キャンパスセンターには自習コーナーを設けており（資料 8-13【ウェブ】）、学生が自主的な学びを行ううえで重要な環境となっている。

2. 教職員及び学生の情報倫理に関する取り組み

学生に対しては、商学部において「情報倫理」を必修科目として開設し、情報倫理に関するネットワーク利用上のエチケットとなるエチケットや情報化社会とネットワークのしくみ、情報セキュリティ、情報化社会に関連性の高い法律について学ぶことができるほか、経済学部では「情報処理論 I・II」において、外国語学部、社会福祉学部においては「情報処理入門」において大学生として必要となる情報倫理について学ぶことが可能となっており、情報倫理の確立に関する取組みを行っている（資料 8-14）。

教職員に対しては、2020（令和 2）年度の FD・SD 企画として「情報セキュリティについて」と題した講演会を実施した。講師には香川大学創造工学部准教授の後藤田 中氏を招き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、事前収録した動画を閲覧する形での実施となった（資料 8-15）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ③学術情報へのアクセスに関する対応
- ④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学図書館の蔵書数は、図書 918,877 冊（うち洋書 230,185 冊）、学術雑誌 8,163 種（うち洋雑誌 3,250 種）、電子ジャーナル 6,872 種（洋雑誌のみ）を有し、学生の図書館利用の環境を整備している。（大学基礎データ表 1）。

図書は年間 11,000 冊程度受け入れている。学部の特徴にあった専門図書の受け入れに力を入れ、教員や学生の教育研究活動に資している。電子書籍の受入れは、最初に 2014（平成 26）年度に 18 点受け入れたのち、2018（平成 30）年度までは、主に教員の要望で年に 20～30 点ほど増えるだけであったが、2019（令和元）年度は 210 点、2020（令和 2）年度は 1,099 点増と新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学外からの閲覧ができる電子書籍の需要が高まったこともあり、増加率が高くなっている。さらに、辞書・事典、新聞、雑誌、経済及び法律関連など本学の学部の学問分野に沿ったデータベース約 40 種を整備している（資料 8-16）。なかでも、主に教員の要望により学術情報資料の充実を図るために整備しているオンライン版のデジタルアーカイブ資料などの割合が、2017（平成 29）年度以降、増加傾向にある。

蔵書数、資料費等は、熊本県の大学及び同規模私立大学と比較しても高い水準となっており（資料 8-17）、本学の教育研究に必要な蔵書数を保持している。

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学において作成された教育研究成果（紀要等）については、2013（平成 25）年度より国立情報研究所の機関リポジトリ（JAIRO Cloud）に加入し、機関リポジトリを稼働させている。これは「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」に基づき、学内の知的財産を収集・蓄積・保存・公開することを目的としている（資料 8-18）。著作権者の許諾を得ているか確認したうえで、学内の紀要など 10 誌の全文を公開している。紀要のみならず、学位取得者の学位論文も全文公開し、閲覧の機会を提供している。機関リポジトリには、紀要論文が 3,287 件、学位論文が 37 件登録されている（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在）（資料 3-24【ウェブ】）。

他図書館とのネットワークについては、ILL システムを活用し、資料貸借や文献複写を行うことで、利用者への文献提供の迅速化を図っている（資料 8-19）。情報の収集方法は、「熊本学園大学付属図書館利用案内」に明示している（資料 8-20）。また、大学コンソーシアム熊本に参加し、入館・館内閲覧から資料の館外貸出、資料の統合検索・横断検索といった図書館サービスの相互利用や情報交換会などを行っている。

③学術情報へのアクセスに関する対応

図書館所蔵の図書、学術雑誌、新聞、視聴覚資料はすべて蔵書検索システム（OPAC）で学内外を問わず図書館ウェブサイトより検索することができる（資料 8-21【ウェブ】）。また、本学付属の研究所である産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所の資料も OPAC で検索できるようになっており、情報の共有を行っている。前述の各専門分野に対応したデータベースや電子ジャーナルの閲覧については、図書館ウェブサイトからアクセスができるようになっている。

なお、これらのデータベースについては学内からのみアクセス可能であったが、図書館が契約する電子コンテンツ（電子ジャーナル、電子書籍、データベース等）へのリモートアクセスを可能にするためのソフトウェア「EZproxy（イージープロキシー）」を 2021（令和 3）年 11 月に導入した（資料 8-22）。これにより「自宅や出張先などから時間や場所の制約を受けずに図書館の提供する電子コンテンツを利用したい」という利用者のニーズに応えることができるようになった。学外からのアクセスに関してはかねてより要望があったが、2020（令和 2）年の新型コロナウイルス感染症感染拡大により学内への入構制限が行われたことで更に要望が高まっていた。稼働が本格化すれば、教育・研究支援ツールのひとつとして活用されることが期待できる。

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

学生の学習に配慮した図書館の利用環境について、閲覧用の座席数は 965 席、研究個室 15 室、グループ学習室 5 室を有しており、学生数に対して十分な数を備えている（資料 8-23）。

また、2013（平成 25）年に設置された 90 席を有するラーニング・コモンズ（資料 8-24【ウェブ】）は、電子ホワイトボードなどの学習設備を備え、グループワークやディスカッションなど、アクティブラーニング型のスタイルに寄り添った「開放的な学習空間」として活用されている。ラーニング・コモンズにはサポートデスクを常設し、学生コンシェルジュ

(資料 8-25 【ウェブ】)による文献探索やパソコン利用等のサポートを行っており、“同じ学生の立場”ならではの視点で学習を支援する役割を果たしている。

ICT 機器に関しては、学生が自由に利用できるパソコンをノートパソコンも含めて 1 階から 3 階まで約 150 台備えており、持ち込みのパソコンにも対応できるよう無線 LAN 環境を整え、学生の主体的な学習を促している（資料 8-23）。

通常授業期間中の図書館の開館時間は、平日午前 9 時から午後 10 時まで、土曜日午後 10 時まで、日曜も午前 10 時から午後 5 時まで開館しており、授業終了後も利用できる長期滞在型図書館の役割を担い「学びの拠点」として、学生の学習や研究を支援している（資料 8-19）。

なおコロナ禍においては、ソーシャルディスタンスを確保し、換気、消毒の徹底等の感染拡大防止対策を講じる一方、定期試験及びレポート・卒業論文のための事前予約制による資料の貸出を行い、学生の要望に応えるよう資料提供の利便性を図った。また、遠隔授業への対応として図書館内のパソコンを開放し、自宅等でインターネット環境が整っていない学生への支援を行った。また、図書館では新入生全員に対してゼミや必修科目の 1 コマを利用して「新入生図書館ガイダンス」を開催しているが、2020（令和 2）年度は開催できなかつたため、図書館利用案内の動画を作成し希望する教員に配付した。今後は前述の学外からの電子資料へのアクセス、用途に応じた動画作成など“ウィズコロナ”に応じた非対面型図書館サービスも学習・研究環境の一環として整えていきたい。

2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の職員数は、2021（令和 3）年 5 月 1 日現在、専任職員 5 名（うち司書有資格者 2 名）、嘱託職員 6 名（すべて司書有資格者）、臨時職員 5 名（うち司書有資格者 1 名）の合計 16 名である。委託業務としている目録業務担当者の 4 名も全員司書有資格者である（資料 8-26）。図書館に配属された職員は、国立情報学研究所の目録講習会、文化庁の著作権講習会、私立大学図書館協会主催の各種研究会などに積極的に参加し、適切な学術情報サービスを提供するための研鑽に努めている（資料 8-27）。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ①大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ②研究費の適切な支給
- ③外部資金獲得のための支援
- ④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ⑤ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）等の教育研究活動を支援する体制

1. 研究活動を促進させるための条件の整備

①大学としての研究に対する基本的な考え方の明示

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」の一つとして「2 研究活動

支援に関する方針」を以下の通り掲げている。

①本学の研究活動の高度化を進めるため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援を行う。

②研究倫理を遵守するため、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施する。また研究倫理に関する諸規程に基づき、適正な研究活動を推進する。

また、「熊本学園大学研究倫理綱領」（資料 8-28）において、研究活動を行う上での研究者の基本的姿勢として第 3 条に「研究者は、真理探究を真摯に遂行し、自らの専門知識の発展に努めるとともに、良心に従い自立的に研究を遂行し、他からの不当な圧力によって研究を歪めることがあってはならない」としている。ならびに社会的責任として第 4 条に「研究者は、自らの専門知識の研究成果を定期的に社会に公表し、社会に還元しなければならない」としている。

②研究費の適切な支給

研究費については、個人研究費が職位に応じて本学に在籍する教員に毎年度支給されている。専任教員については一人あたり年間 687,000 円（初年度 10 万円加算）を上限に支出している。使途の内訳及び金額は研究図書費 350,000 円（初年度 450,000 円）、学会旅費 312,000 円、コンピュータソフト購入費 25,000 円である。ただし、年度途中に 2 回他の用途へ金額を転用可能とすることで、各人の研究計画に合わせて支出できるようにしている（資料 8-29）。

また、個人研究費とは別に、研究手当として月 10,000 円を支給している。使途は限定せず、個人研究費で支出できない研究に係る費用を補うことを可能にしている（資料 8-30）。

個人研究費の他に「熊本学園大学学術研究助成に関する規程」（資料 8-31）による学術研究助成と「熊本学園大学出版会規程」（資料 8-32）による出版助成がある。学術研究助成は、科学研究費助成事業に応募し不採択となった者が申請対象となり、複数の審査による厳しい選考プロセスを経て決定される（資料 8-33）。毎年総額 250 万円の予算がつき、2020（令和 2）年度は申請も少なくグループ研究 1 件への助成にとどまったが、2019（令和元）年度はグループ研究 2 件・個人研究 1 件、2018（平成 30）年度はグループ研究 2 件・個人研究 3 件、2017（平成 29）年度はグループ研究 1 件・個人研究 3 件が採択され助成を受けている。出版助成の制度は 1984（昭和 59）年に始まり、これまで 102 点の図書が出版されている。1 件につき 130 万円を上限とする出版物の買取助成で、毎年 3 件（総額 390 万円）の募集を行っており、2019（令和元）年、2020（令和 2）年ともに 3 件の出版物が刊行された。

その他、本学では 3 つの付属研究所（産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所）を設けており、それぞれにおいて、研究所員に対する研究助成と出版助成を有し、毎年募集を行い助成している（資料 8-34、資料 8-35、資料 8-36）。

③外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援としては、研究支援の担当部署である学術文化課が窓口となり、募集情報を大学学術文化部学術文化課のウェブサイト上で公開している。科研費については、毎年公募説明会を開催し、本学の採択経験者が獲得に向けたポイントなどを説明して

いたが、2020（令和2）年度は、初めて研究支援のコンサルタントに講師を依頼し、違う視点からのアドバイスをもらう機会を設けた。また、提出された申請書については学術文化課でも確認を行うなど、科研費獲得に向けた支援を行っている。採択された研究代表者、研究分担者にはそれぞれ説明会を開催し（資料8-37、資料8-38）「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」（資料8-39）に基づく研究費の受入や運用などを行う体制を整えている。

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員には個人研究室を供しており、総務部総務課がその割当や管理などを行っている。執務環境については、総務部管財課が担当となり適切に整備し、専任教員は教育・研究のために専用で使用できる。

日々の研究時間の確保については、個人研究室は午前6時から翌午前0時まで利用することが可能である。さらに、研究の都合でやむを得ず利用時間帯以外に研究室を利用する場合は、所定の手続きを取ることで利用できるよう柔軟に対応している。併せて、公務に差し支えない限りは自宅でも研究に専念できるよう「自宅研修」を認めている（資料8-40）。

また、一定期間学内の公務から離れ、研究に専念できるよう学外研修制度を設けている。本制度は学外で研究・調査を行い、学術・教育に関する識見を深め、本学の発展に寄与し、広く社会の将来に資することを目的とした制度で、年1回希望者を募り、選考の上決定している。希望者は「海外長期留学（10か月以上12か月以内）」、「海外短期留学（4か月以上6か月以内）」、「海外出張（2か月以内）」、「国内長期留学（10か月以上12か月以内）」、「国内短期留学（4か月以上6か月以内）」、「自宅研修（1年）」の6種類の中から各人の研究計画や授業カリキュラムを考慮し、コースを選択して申し込みができる。海外出張（若干名）を除くと最大年7名に学外研修の機会を与えることができるよう「熊本学園大学教員学外研修規程」（資料8-41）で定めている。

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

学術研究の充実・強化ならびに若手研究者の養成・確保を推進するため、研究プロジェクト等でのリサーチ・アシスタント（RA）の雇用制度（資料8-42）、及び大学教育の充実及び大学院学生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供と経済的支援を目的としたティーチング・アシスタント（TA）制度（資料8-43）を設け、教育研究活動を支援する体制を整えている。RAについては、2016（平成28）年度～2020（令和2）年度まで水俣学研究センターの研究プロジェクト遂行のため1名を雇用し、TAについては毎年度10名前後が従事している（資料8-44）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ①規程の整備
- ②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

本学では、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究や学問が適正に行われ、社会的信頼を確保するために、研究者が遵守すべきことを定めた「熊本学園大学研究倫理綱領」（資料 8-28）、研究活動の公正性を確保するため、研究上の不正行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めた「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」（資料 8-45）などの規程を整備している。学長宣言である「熊本学園大学研究倫理について」（資料 8-46【ウェブ】）及び関連規程をまとめた冊子「公的研究費等不正防止のために」（資料 8-47）を全教員に配付し、研究倫理の遵守と適正な研究活動を推進している。

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

教員には、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE]」を全員受講するよう義務付けている（資料 8-48）。また、全教員を対象に、毎年研究活動適正化委員会主催による不正防止に関する講演会を開催しており（資料 8-49）、公的研究費に携わる教員には出席を義務付け、欠席者には動画視聴後のレポート提出を課している。科研費が採択された研究代表者、研究分担者向けの説明会の中でも、不正防止に関する取組みについての話をするなど啓発を行っている。

大学院では、論文を執筆する院生全員に、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務付けている（資料 8-48）。社会福祉学研究科では、「研究倫理 e-ラーニングコース」または、修士課程「社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究」の研究倫理に関する回を受講することのいずれかを義務付けている。会計専門職研究科では「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講に加え、「論文指導 I」の初回に研究倫理に関する講義を実施している。

学部生には、研究倫理教育の一環として、チラシ「研究倫理知っていますか？」（資料 8-50）を新入生オリエンテーション時に配付し、啓発を行っている。

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

「熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針」（資料 8-51）により、特に「人を対象とする研究」を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度について倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めている。研究活動適正化委員会のもとに「人を対象とする研究」に関する倫理委員会を置き（資料 8-52）、研究者が申請した際、研究計画などの審査を行っている。また、経費の不正使用が発生しないように会計監査（公認会計士監査を含む）、内部監査室による内部監査を実施している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、教育研究活動等の状況について毎年自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究の質が保証されるしくみを整えている。教育研究等環境に関しては、関連部局である管財課、教務課、情報教育課、ICT統括室、学術文化課、図書情報課に対して、2019（令和元）年度自己点検・評価報告書を基に、内部質保証推進委員会より改善指示がなされた。各部局は改善の指示を受け、当該事項について改善報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述した内部質保証推進委員会からの改善指示に基づき、改善・向上に取り組んだ実例を3つ挙げる。

教務課に対して改善指示がなされた「プロジェクター機器老朽化」については「教室映像・音響機器更新」として中期的な更新計画を立てており（資料8-53）、その計画に基づいて予算を要求し対応している。また「パソコン教室の不足」に関しては、2021（令和3）年度に11号館2階にある1125教室（第5LL教室）、1126教室（第6LL教室）を更新し、パソコン教室としても活用可能なLL・CALL教室に改修した（資料8-54）。

図書情報課では、点検評価項目「図書館・学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。」に対して、「機関リポジトリの利用頻度向上」及び「学生コンシェルジュの活用」について内部質保証推進委員会より改善指示がなされた。

機関リポジトリについては、前述したとおり2013（平成25）年から稼働しているが、更に利用頻度の高い価値あるものに整備できないか検討することが改善点として求められた。機関リポジトリの登録数は年々増加しており（資料8-55）、これは、学内の知的財産を収集・蓄積・保存・公開するというリポジトリの目的への理解が深まったと考えられると同時に、大学の教育研究成果物の保存と発信ができるることは社会貢献責務のある大学にとっても有意義なシステムであることの認識も浸透していると考えられる。また、図書館ウェブサイトの「熊本学園大学機関リポジトリ」のページに大学ウェブサイトの「研究者総覧」のリンクを貼ることによって、リポジトリ登録者の最新情報を知ることができ、教育研究成果の公開と連動して、関連する論文の閲覧を促している。

「学生コンシェルジュ」は、図書館でアルバイトをして経験を積んだ学生による、利用案内、利用支援を行う、主に3～4年生を中心に任とした学生アルバイトである（資料8-25【ウェブ】）。学生目線による図書館運営の一役を担っているが、授業や就職活動で不在の日が多くだったので、コンシェルジュ活動の工夫が改善点として求められた。これについては、できる限り不在の日を作らないよう、授業の合間の短い時間でもコンシェルジュ活動を行うことができるようシフト時間の工夫を行った。また、コンシェルジュのスキルアップを目指す

取組みとして、平成 30（2018）年より大学図書館学生協働交流シンポジウムに参加させ、他大学の学生との交流を持つことで情報収集を行い、コンシェルジュ活動に生かしている（資料 8-56、資料 8-57）。

【長所・特色】

本学では、教育センターのスチューデントコモンズ、図書館のラーニング・コモンズのように、学生の自主的な学習であるアクティブラーニングを支援するための施設整備を整えている。ラーニング・コモンズの学生コンシェルジュは、自発的・自律的に学習支援に関与し、図書館スタッフ一員としての働きをすることで、学習活動の活発化に寄与するとともに、学生自身の成長にも繋がる機会となっている。

【問題点】

研究部門の強化に関して、組織的な支援体制の整備が必須であり、課題となっている。教員の研究成果を公開し、社会へ還元することは大学の使命であり、本学が発行する研究紀要は機関リポジトリに登録し、全文の閲覧を可能としている。また本学ウェブサイト上に「研究者総覧」データベースを作成し教員業績を公表しているが、入力については任意であるため、情報量に差が生じている。今後「研究者総覧」も充実させていく。

【全体のまとめ】

本学は教育研究目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な要件を充分に満たしている。また教育研究活動を支援するための施設、設備等の整備及び管理についても適切に行っている。

そのなかで、研究活動を支援する上で、組織的な体制の整備をさらに進める必要がある。今後は研究の一層の活性化を図り、国際的な観点も視野に入れ、研究分野においても本学の存在感を高めていくことを目標としている。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考える。